

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課徴収等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合住民サービスシステム及び滞納整理支援システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、区ユーザー認証(ユーザーID・生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理者等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	千代田区は地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ■個人住民税の賦課徴収事務 ①確定申告書、住民税申告、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び法定調書等の賦課資料や各種届出書等により、賦課決定に必要な情報を収集し、管理する。 ②住民基本台帳及び納税義務者からの申告等に基づき、賦課期日現在の納税義務者の情報を把握し、管理する。 ③納税通知書及び税額通知書を作成し、納税義務者に交付することにより納税の告知を行う。 ■軽自動車税の賦課徴収事務 ①納税義務者からの申告書や届出及び軽自動車検査協会等から賦課決定に必要な情報を入手し、管理する。 ②賦課期日現在に登録された車両について、納税通知書を作成し納税義務者に交付することにより納税の告知を行う。 ■区税等の収納管理事務 ①徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ②納期限までに納付されなかった滞納者に督促状を発送する。 ■区税等の滞納整理事務 ①地方税法及び国税徴収法に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行うため、滞納情報を管理する。
③システムの名称	①総合住民サービスシステム（個人住民税システム、軽自動車税システム、収納システム、宛名管理システム） ②滞納整理支援システム ③国税連携システム ④eLTAXシステム ⑤中間サーバー ⑥統合宛名管理システム ⑦個人住民税申告ポータル ⑧マイナポータル申請管理 ⑨申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル 軽自動車税賦課情報ファイル 収納情報ファイル 滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区地域振興部税務課課税係、納税促進係、特別整理係 Tel03-3264-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区地域振興部税務課課税係、納税促進係、特別整理係 Tel03-3264-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、地方税の賦課徴収等に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(外部媒体を含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年度、全職員向けに、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修と個人番号利用事務系システムの取り扱い権限のある職員向け、マイナンバー制度及び情報連携に関する研修を実施し、受講確認を行っている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]